

議案第 100 号

瀬戸内市営火葬場条例の制定について

瀬戸内市営火葬場条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年11月27日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市営火葬場条例

瀬戸内市営火葬場条例(平成16年瀬戸内市条例第129号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)による火葬の施設として、本市に火葬場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 瀬戸内市営火葬場
- (2) 位置 瀬戸内市邑久町立坂1番地

(指定管理者による管理等)

第3条 市長は、瀬戸内市営火葬場(以下「火葬場」という。)の管理に関する業務のうち、次に掲げるものについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- (1) 火葬場の使用許可に関する業務
- (2) 火葬場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 火葬場の使用料に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、火葬場の管理上市長が必要と認める業務

2 前項の規定により火葬場の管理を当該指定管理者に行わせようとする場合の指定の手続き等は、瀬戸内市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第67号)の定めるところによる。

3 第1項の規定により火葬場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条、第5条、第6条及び第9条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 指定管理者は、法及び墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和23年厚生省令第24号)、この条例、この条例に基づく規則、火葬場の管理運営に関し市と締結した協定その他市長の定めるところに従い、火葬場の管理を行わなければならない。

(使用許可)

第4条 火葬場を使用しようとする者は、市長に申請して許可を受けなければならない。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 火葬場の施設又は設備をき損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他火葬場の管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、第4条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、又は火葬場の管理上やむを得ない事態が発生したときは、許可した事項を変更し、又は使用の停止を命じ、若しくは許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の規定による処分により、使用者が損害を受けることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別に理由があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(収骨)

第9条 使用者が指定の日時に収骨を行わないときは、市長がこれを処理することができる。

(原状回復義務)

第10条 使用者は、火葬場の使用が終わったときは、直ちにこれを現状に復さなければならない。使用の許可を取り消されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第11条 使用者は、故意又は過失により、火葬場の施設又は設備をき損し、汚損し、又は滅失したときは、これを現状に復し、又はその損害を市に賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条の規定に基づく指定管理者の指定を受けようとするものは、施行日前においても、瀬戸内市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(以下「指定管理に関する条例」という。)第2条の規定の例により、その指定の申請をすることができる。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、施行日前においても、指定管理に関する条例第3条第1項の規定の例により、その指定をすることができる。

(経過措置)

- 4 施行日前にこの条例による改正前の瀬戸内市営火葬場条例(以下「旧条例」という。)の規定により市長にされた火葬場の使用の許可の申請(施行日以後の使用に係るものに限る。)については、この条例による火葬場の使用の許可の申請がされたものとみなす。
- 5 施行日前に旧条例の規定により市長がした火葬場の使用の許可(施行日以後の使用に係るものに限る。)については、この条例による火葬場の使用を許可したものとみなす。
- 6 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後使用許可申請があったものから適用する。

別表(第7条関係)

区分	使用料	
	市内居住者等	市外居住者
大人	1体につき 10,000円	1体につき 65,000円
小人	1体につき 8,000円	1体につき 45,000円
死胎及び肢体の一部	1件につき 5,000円	1件につき 30,000円

備考

- 1 この表において「市内居住者等」とは、次の各号に掲げる種別の区分に応じ、当該各号に定める者の住所(死亡者については死亡時の住所)が瀬戸内市又は岡山市の住民基本台帳に記録されている者をいい、「市外居住者」とは、それ以外の者をいう。
  - (1) 死体 死亡者
  - (2) 死胎 死胎の父又は母
  - (3) 肢体の一部 肢体の一部を失った者
- 2 この表において「小人」とは満13歳未満の者をいう。